

# Chapter IV

## 循環型社会の形成に向けた取り組み

循環型社会とは、豊かな地球環境を次世代に引継ぐとともに、持続的発展を遂げていくことのできる社会のことです。我々人類の未来は、この循環型社会を構築していけるかどうかにかかっているとされています。

リサイクルを推進するための法律が整備され、リサイクル環境は整いつつあります。しかし、リサイクルだけでは環境問題は解決しません。企業にはもう一歩進んだ環境にやさしい企業活動が求められ、そして一方では企業の環境保全活動を後押しできる社会システムへの変革が求められています。



# 1 循環型社会形成のための法制度

21世紀は、世界的に「環境の世紀」といわれています。今後も地球環境が持続可能な発展を続けていくためには、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄で成り立つ社会経済システムから脱却しなければなりません。

環境への負荷が少ない社会をつくるため、循環型社会形成推進基本法をはじめとする重要な法律が体系的に制定されています。



## 1 循環型社会形成推進基本法

循環型社会形成推進基本法は、廃棄物対策とリサイクル対策を総合的、計画的に推進するために、基本的枠組みを定めた法律です。法律の3つの柱となっているのは、「社会の物質循環の確保」「天然資源の消費の抑制」「環境負荷の低減」です。

この法律では、ごみの処理やリサイクルの取り組みの優先順位を初めて決めました。

第1番目は、**出てくるごみをできるだけ減らすこと**

何よりも大切なこととして、できるだけごみを出さないようにしましょう。

発生抑制

第2番目は、**一度使ったものでも、すぐに捨てずにできるだけ繰り返し使うこと**

自分にとって不要かなと思うものも、すぐに捨てずに再使用を考えましょう。

再使用

第3番目は、**繰り返し使えないものは、資源としてリサイクルすること**

リサイクルするためには、一人ひとりがきめ細かく分別しましょう。

再生利用

第4番目は、**資源として使えないものは、燃やしてその熱を利用すること**

ごみを燃やしたときに出る熱をエネルギーとして回収して利用しましょう。

熱回収

**最後に、どうしても捨てるしかないものは、環境を汚さず処分すること**

周囲の環境に影響がないように、地球環境の保全に努めましょう。

適正処分

## 2 循環型社会形成推進のための法体系

現在整備されている、循環型社会形成の推進のための主な法律は以下のとおりです。

### 環境基本法 環境基本計画

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み）  
 社会の物質循環の確保・天然資源の消費の抑制・環境負荷の低減

#### 廃棄物の適正処理

##### 廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- 廃棄物の適正処理
- 廃棄物処理施設の設置規制
- 廃棄物処理業者に対する規制
- 廃棄物処理基準の設定 など

#### リサイクルの推進

##### 資源有効利用促進法

資源の有効利用の促進に関する法律

- 再生資源のリサイクル
- リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- 分別回収のための表示
- 副産物の有効利用の促進

#### 再資源化事業等高度化法 R6.5 公布

- 再資源化の促進（底上げ）
- 再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

#### プラスチック資源循環法 R4.4 施行

- 素材に着目した包括的な法制度

#### 個別物品の特性に応じたリサイクル法

- 容器包装リサイクル法
- 食品リサイクル法
- 自動車リサイクル法
- 家電リサイクル法
- 建設リサイクル法
- 小型家電リサイクル法

グリーン購入法（国などが率先して再生品などの調達を推進）

#### 【参考】個別物品の特性に応じたリサイクル法

容器包装リサイクル法 (平成12年4月施行)	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の略称 容器包装の製造・利用事業者などに、分別収集された容器包装のリサイクルを義務付け 【対象物：びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装など】
家電リサイクル法 (平成13年4月施行)	「特定家庭用機器再商品化法」の略称 家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収・リサイクルを義務付け 【対象物：エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機】
食品リサイクル法 (平成13年5月施行)	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称 食品の製造・販売事業者、レストランなどに、食品残さの発生抑制やリサイクルなどを義務付け 【対象物：食品残さ】
建設リサイクル法 (平成14年5月施行)	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称 建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け 【対象物：木材、コンクリート、アスファルトなど】
自動車リサイクル法 (平成17年1月施行)	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称 製造者等に使用済自動車のリサイクルを義務付け 【対象物：自動車】
小型家電リサイクル法 (平成25年4月施行)	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略称 各自治体に小型電子機器等の分別収集や再資源化の努力義務を定めたもの 【対象物：携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機など】

## 2 環境にやさしい 企業行動

環境問題が大きく注目を集めている今日では、環境への取り組みは、単に社会貢献の一環としての活動にとどまらず、経営戦略の重要な要素として組み込まれつつあり、その内容について質的な効果が問われています。そのような背景を受けて、ISO14001の取得などに代表される「環境にやさしい企業行動」に積極的に取り組む企業が増加しています。



### 1 ISO14001の認証取得

ISO14001とは、14000シリーズとしてのいくつかの規格がある中で、環境マネジメントシステムの仕様を定めている国際規格のことをいいます。具体的には、企業や団体などの組織が行動する際に、環境に対する負荷を軽減する活動を継続して実施するための仕組みを規定した規格となっており、認証登録制度が整備されています。認証登録に係る運営は、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)が担当しています。

ISO14001では、環境方針を立て、環境方針を実現するために目的・目標を設定することになります。国際的に認証された規格(環境意識啓発の貢献、法の遵守、環境改善への行動計画と成果など)に基づいた事業活動に取り組むことで、事業者イメージを高め、経営の合理化を図ることができます。

#### ISO14000シリーズ

国際標準化機構(ISO)の発行する環境マネジメントシステムに関する一連の規格のことをいいます。14000シリーズは、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援する様々な手法に関する規格から構成されています。



## 2 エコアクション21の認証取得

エコアクション21とは、環境省が定めた環境マネジメントシステムの規格のことをいいます。具体的には、環境マネジメントシステムだけでなく、ISO14001にはない環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した規格となっており、認証登録制度が整備されています。認証登録に係る運営は、一般財団法人持続性推進機構 (IPSuS) が担当しています。

エコアクション21に取り組むことにより、中小事業者でも自主的・積極的な環境配慮に対する取り組みが展開でき、かつその取り組み結果を「環境経営レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されています。

### エコアクション21とISO14001の違い

エコアクション21もISO14001と同じ環境マネジメントシステムですが、エコアクション21は、ISOに比べて、「審査費用が安価」「システム構築が容易」「審査期間が短い」という特徴があります。中小規模の事業者でも、人的あるいは経済的負担が軽減できるように作られており、中小事業者でも取り組みやすいものといえます。

## 3 中小規模事業所の地球温暖化対策支援

地球温暖化対策は、永続的に取り組まなければならない課題です。「経済活動の発展」と「環境問題の解決」を両立した持続可能な社会を形成していくためには、効率的で無駄のないエネルギーの利用の推進が不可欠です。

「東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京)」では、地球温暖化対策の観点から中小規模事業所を対象に、無料で光熱水費削減の為に省エネに関する提案や技術的助言を行う「省エネルギー診断・運用改善技術支援」を行っています。この他、中小規模事業所を対象にした省エネ研修会、講師の派遣などを行い、省エネルギーの普及・啓発に努めています。

### 地球温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介制度

東京都は、都が行う地球温暖化対策の推進に協力し、事業者へ技術的助言や指導を提供する事業者を「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として登録する制度を創設し、登録の申請を受け付けています。

また、温暖化対策や省エネルギー対策に取り組む都内の事業者への技術パートナーとして、「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」の紹介を行っています。

#### 登録・紹介窓口

東京都地球温暖化防止活動推進センター  
(クール・ネット東京)

新宿区西新宿2-4-1  
新宿NSビル17階

☎03-5990-5087

## 4 その他の取り組み

### ① グリーンコンシューマー（緑の消費者）

グリーンコンシューマー（緑の消費者）とは、環境にやさしいライフスタイルを実践し、環境への負荷ができるだけ少ない商品を選んで購入する消費者のことをいいます。買い物という日常的な行動を通して、環境問題への意識を行動に移し、ライフスタイル・企業活動・経済社会を環境に配慮した方向へ変えていこうとする動きは、グリーンコンシューマー運動といわれています。



### ② グリーン購入

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」いわゆるグリーン購入法が平成13年4月に施行されました。その中で、事業者の責務が定められています。

事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

【国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律：第5条】

上記のとおり、物品の購入などの場合においては、できる限り環境物品などを選択するように努めなければならないという努力義務になっていますので、より一層の再生品の使用を推進してください。

### ③ 環境ラベル

環境ラベルとは、製品・商品が環境に与える影響に関する属性情報をラベルの形で表示したものをいいます。環境ラベルは、購買の場面において、消費者に対して環境にやさしい製品の選択を促し、そのことを通じて企業の環境にやさしい製品の開発・製造を促しています。再生品を購入する際に目安となるマークとして、活用してください。

●環境ラベル等データベース ～環境物品を選ぶための情報ページ～

URL : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>

詳しくはこちら➡



# TOPICS 4

## 地球にやさしいひとのまちを めざしましょう

### 足立区二酸化炭素排出 実質ゼロ宣言

区と区議会は 2021（令和3）年3月23日、足立区環境審議会の意見を踏まえ、気候が地域を超えた非常事態であるとの認識をすべての区民・事業者・団体などと共有し、国や他自治体、企業とも連携を図りつつ、オール足立で2050（令和32）年までにCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを目指すことを宣言しました。



### 足立区環境基本計画に基づく ごみの減量

平成29年3月に策定しました「第三次足立区環境基本計画」の改定を令和4年3月に行いました。これは、近年、猛暑や局地的大雨など地球温暖化の影響が深刻化していること等を踏まえ、足立区環境審議会において2年の検討期間をかけた改定したものです。

「地球にやさしいひとのまち」という基本方針の5つの柱のひとつである「循環型社会の構築」を進めるために、廃棄物の発生抑制は重要な取り組みです。

### 「地球にやさしいひとのまち」 をめざして

区民や事業者の循環型社会に対する意識は高まっており、区全体での廃棄物の排出量は、やや減少傾向にあります。今後、より一層循環型社会の構築を進め、足立区がめざす日本で一番「地球にやさしいひとのまち」を実現させるために、区は区民、事業者の方々と相互に連携しながら役割を果たしてまいります。